

監理団体許可有効期間更新関係申請に係る提出書類一覧・確認表

R03.10.1

- 申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（申請者確認欄の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、書類の番号順に並べ、本表とともに提出してください。
 なお、書類は、①正本（申請書、添付書類）1通、②副本（申請書、添付書類）1通、③副本（申請書）1通の順に並べ、提出してください。
- 「提出の要否」欄の印の意味は以下のとおりです。
 ◎： 監理事業所ごとに提出が必要なもの
 ○： 必ず提出が必要なもの
 △： 過去5年以内に機構への申請又は届出の際に提出しておりその内容に変更がない場合に限り提出が不要なもの
- 書式の欄の「省令様式」は必ず使用しなければならないもの、「参考様式」は必ず使用しなければならないものではないが同様の内容を記載した書類を提出する必要があるもの。
- 監理団体許可の有効期間更新許可基準に関し事業所管大臣が告示で定めた職種に係る監理団体の許可申請である場合や個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合などには、本表に記載している資料以外の資料の提出を求められることがあります。具体的な書類は別途、随時お示ししていきます。
- 「～の場合は記載」等を除き、原則として空欄は作らず、対象がなければ「なし」等と記載して下さい。
- 提出された書類は原則返却しません。

申請者の名称

申請者の住所

代表者の氏名

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					有	無
①	監理団体許可有効期間更新関係書類一覧・確認表（本表）	本表	○	・申請前に本表にて提出書類をご確認の上、申請書類一式の一番上に綴じてください。	有	無
②	監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書	省令様式第11号	○		有	無
③	監理事業計画書	省令様式第12号	◎		有	無
④	申請者の概要書	参考様式第2-1号	○	ホームページがある場合は、全ページを印刷し、申請書に添付して下さい。	有	無
⑤	通訳人との契約書の写し		◎	・申請者の概要書に記載した通訳についての雇用契約書又は業務委託契約書の写し、通訳人が外国人の場合は在留カードの写しを添付。（表裏両面）	有	無
⑥	組合員・会員等の一覧表		○	・貴団体に所属する組合員・会員等の「名称」「代表者名」「所在地」「電話番号」「業種」「常勤職員数」「技能実習生受入予定の有無」「実習予定先の事業場名称及び住所」「1年間の1号生受入予定人数」「予定する取扱職種」を記載した一覧表。	有	無
⑦	登記事項証明書		△	履歴事項全部証明書	有	無
⑧	定款又は寄付行為の写し		△	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）第29条第1項第9号適用の場合は提出が必要です。	有	無
⑨	船員職業安定法第34条第1項の許可証の写し		△	・船員である団体監理型技能実習生に係る実習監理を行う場合に限りです。	有	無
⑩	直近2事業年度の貸借対照表の写し		○	・新規許可時に、直近の財務諸表において債務超過だったために、債務超過の解消が許可条件として付されている場合は、有効期間更新申請時の直近の事業年度末時点で債務超過が解消されていることが有効期間更新の条件となります。 ・新規許可時には債務超過でなかった団体が、有効期間更新申請時の直近の財務諸表で債務超過となっている場合は、「申請時点で債務超過が解消していることが月次試算表等で確認できる場合」に限り、許可更新を行います。	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
⑪	直近2事業年度の損益計算書又は収支計算書の写し		○		有	無
⑫	直近2事業年度の法人税の確定申告書の写し		○	・確定申告書は受け付けた税務署の受付印又は電子申告(e-tax)したものに限りません。	有	無
⑬	直近2事業年度の法人税の納税証明書		○	・納税証明書は「その2」の所得金額の証明を提出してください。	有	無
⑭	預金通帳の写し等の現金・預金の額を証する書類		○		有	無
⑮	監理事業所の土地・建物に係る不動産登記事項証明書		△	・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
⑯	監理事業所の不動産賃貸借契約書の写し		△	・監理事業所が複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
⑰	個人情報の適正管理に関する規程の写し		△	・機構HPの様式に規程例(別紙⑥)を掲載しておりますので、参考してください。	有	無
⑱	監理団体の組織体系図		△	・個人情報を取り扱う部署を明示してください。	有	無
⑲	監理団体の業務の運営に係る規程の写し(監理費表含む。)		△	・機構HPの様式に規程例(別紙⑤)を掲載しておりますので、参考してください。 ・講習手当や監理費表の外国の送出国へ支払う費用は、取次に関する契約書(協定書)に定める金額と合致しなければなりません。	有	無
⑳	申請者の誓約書	参考様式第2-2号	○	・漁業協同組合の場合は、漁船漁業参考様式第4号(掲載場所:機構HPトップページ→様式→特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領(介護職種他)→申請者の誓約書(漁船漁業参考様式第4号))についても提出して下さい。	有	無
㉑	申請者の役員の住民票の写し(役所から交付されるものが「住民票の写し」ですので、改めてコピーをとるのではなく、役所から交付されたものを提出してください) ※役員が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合 1 法定代理人が個人の場合 法定代理人の住民票の写し 2 法定代理人が法人の場合 法定代理人の登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し		△	・役員全員分提出 ・マイナンバーの記載のないもの。 ・日本人の場合は、本籍の記載のあるもの。 ・外国人の場合は、国籍・地域、在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カード番号(特別永住者は特別永住者である旨、特別永住者証明書番号の記載)の記載があるもの。 ・発行日から3月以内のものを提出してください。	有	無
㉒	申請者の役員の履歴書	参考様式第2-3号	△		有	無
㉓	監理責任者の住民票の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・番号⑳と同様。	有	無
㉔	健康保険等の被保険者証の写し(監理責任者の常勤性が分かるもの)		○	・貴団体での加入状況が分かる健康保険等の被保険者証の写し及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険資格取得届の写しなど ※健康保険の被保険者証の写しは「記号・番号・保険者番号」について、黒マジック等でマスキングをして見えないようにして提出してください。	有	無
㉕	監理責任者の履歴書	参考様式第2-4号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
㉖	実習実施者名簿(監理責任者用)	機構様式	○		有	無
㉗	監理責任者等講習の受講証明書の写し		○	・複数の場合全員分提出 ・過去3年以内に受講したものを提出して下さい。(監理責任者等講習は3年ごとに受講しなければなりません。)	有	無
㉘	監理責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-5号	○	・複数の場合全員分提出	有	無
㉙	外部監査人の概要書	参考様式第2-6号	△	・指定外部役員措置を講じない場合にのみ提出が必要です。	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
③①	外部監査人及び指定外部役員の講習の受講証明書の写し		○	・過去3年以内に受講したものを提出して下さい。(監理責任者等講習は3年ごとに受講しなければなりません。) ・外部監査人及び指定外部役員に必要な講習は、監理責任者等講習です。	有	無
③②	外部監査人の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-7号	○		有	無
③③	指定外部役員の就任承諾書及び誓約書	参考様式第2-8号	○	・外部監査の措置を請しない場合にのみ提出が必要です。	有	無
③④	外国の送出機関の概要書	参考様式第2-9号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑤	外国政府発行の外国政府認定送出機関の認定証の写し		△	・外国政府認定送出機関に該当する場合に提出してください。 ・複数ある場合は、全てのものを提出してください。	有	無
③⑥	監理団体と外国の送出機関との団体監理型技能実習の申込みの取次ぎに関する契約書の写し		△	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・日本語版と現地語版の双方を提出してください。 ・違約金等に該当する定めがないか、送出管理費の支払いに使用する送出機関、監理団体双方の銀行口座の記載があるか確認してください。 ・送出機関と賞書を交わしている場合は、当該賞書等の写しも提出して下さい。入国前講習を委託している場合は当該委託契約書の写しも提出して下さい。 ・違約金を受け取ることや監理費以外の手数料等受けることを約する定めは違法であり、許可の取消し等の対象となります。	有	無
③⑦	外国の送出機関の登記や登録がされていることを証する書類		△	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑧	送出国の技能実習制度関係法令を明らかにする書類		△	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑨	外国の送出機関が送出国の技能実習制度関係法令に従って技能実習に関する事業を適法に行う能力を有する書類		○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
③⑩	外国の送出機関の誓約書	参考様式第2-11号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④①	外国の送出機関の推薦状	参考様式第2-12号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④②	外国の送出機関が徴収する費用明細書	参考様式第2-10号	○	・外国の送出機関が複数ある場合は、全てのものを提出してください。 ・外国の送出機関が外国政府認定送出機関の場合は提出の必要はありません。	有	無
④③	技能実習計画作成指導者の履歴書	参考様式第2-13号	△	・取扱職種全ての全てについて作成指導者の履歴書を提出してください。 ・経歴年数欄に各取扱職種について、どの事業所において、どの期間に従事したかが分かるように記載して下さい。 ・作成指導歴においては、過去に技能実習計画作成指導者として技能実習計画の作成指導をしたことを求めており、「実習監理に携わった」等のみは認めておりません。 ・雇用契約書(雇用条件通知書)の写しを求める場合があります。	有	無
④④	優良要件適合申告書(監理団体)	参考様式第2-14号	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
④⑤	講習受講者名簿	参考様式第2-14号 別紙1	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
④⑥	受検技能実習生名簿	参考様式第2-14号 別紙2(旧制度・現行制度)	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無

番号	必要な書類	書式	提出の要否	留意事項	申請者確認欄	
					○をつける	
④6	やむを得ない不受検者名簿	参考様式第2-14号 別紙3（旧制度・現行制度）	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
④7	実習先変更による受入れ技能実習生名簿	参考様式第2-14号 別紙4 対象が複数人いる場合は提出が必要です。	○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
④8	実習先変更支援ポータルサイトへ登録した実習実施者の登録画面の写し		○	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
④9	入国後講習時の宿泊施設に係る平面図、賃貸借契約書及び個室の写真		○（当該項目を加点対象とする場合）	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。	有	無
⑤0-1	実習時の宿泊施設に係り監理団体が確保している（実習生のみが利用する個室のみ）を実習中の実習生に貸与した際の賃貸借契約書、平面図		○（当該項目を加点対象とする場合）	・一般監理事業の有効期間更新申請をする場合に提出して下さい。 ・②については1～3のうちどれか1つを提出すること。	有	無
⑤0-2	実習時の宿泊施設に係る平面図、賃貸借契約書及び（実習生又は実習実施者からの相談により、条件に見合う宿泊施設を借り上げた際の）相談記録		○（当該項目を加点対象とする場合）		有	無
⑤0-3	実習生が自らの意思で住居を選び自ら賃貸借契約を結んだ際の連帯保証人又は家賃債務保証業者に係る賃貸借契約書		○（当該項目を加点対象とする場合）		有	無
★	委任状	サンプルを機構HPに掲載		・申請書の提出や許可証等の受領を申請者以外に委任する場合に提出して下さい。 ・審査の過程において、直接申請者に問い合わせを行う場合もあります。	有	無
★	返信用封筒（申請受理票送付用）1枚	長形3号封筒 ※84円切手を貼付	○	・機構窓口で申請手続きを行い、既に申請受付票を受領している場合は不要です。 ・郵送で申請書等が届いた場合、郵送で申請受理票を送付しますので、申請受理票の送付先（申請者、担当者等）を明記した封筒に84円分の切手を貼付して下さい。	有	無
★	返信用封筒（結果の通知送付用）1枚	角形2号封筒 ※440円切手を貼付 又はレターバック （青）	○	・申請結果の通知を郵送で希望する場合は、送付先（申請書、担当者等）を明記した封筒に440円分の切手（簡易書留の郵送料）を貼付したものを又はレターバック（青）を提出して下さい。 ・当該封筒の提出がなかった場合は、申請先である機構本部へお越しいただいた上で、結果を通知することになります。	有	無
☆	申請手数料（収入印紙）		○	・申請内容に応じた適正な金額に相当する収入印紙を②監理団体許可申請書／監理団体許可有効期間更新申請書（正本）の1枚目の左上に貼付して納付して下さい。 基本額 1件につき 900円 加算額 監理事業所が2以上の場合 900円×（事業所数-1）	有	無
☆	調査手数料払込みを証する書類	調査手数料払込申告書 （台紙）（機構HPに掲載）	○	・申請内容に応じた適正な金額を事前に当機構口座にお振込みください。 ・振込証明書は、台紙に貼付の上、申請者名等を記載してください。 基本額 1件につき 17,100円 加算額 監理事業所が2以上の場合 17,100円×（事業所数-1） 【監理団体の許可手数料専用振込先】 金融機関：三井住友銀行 支店名：東京公務部（トクヨウカム） 店番号：096 口座番号：0176809 口座名義：外国人技能実習機構（ガクコウキョウ） 口座種別：普通預金	有	無